

令和2年第3回定例教育委員会会議議事録

会議室602

令和2年3月18日(水)

13時30分～14時15分

出席委員

教育長

梶山幸範

教育長職務代理者

倉橋英治

委員

計田春樹

委員

今村保恵

委員

長谷川武司

事務局

部長

里村学

次長兼教育振興課長

木村敏男

学校給食課長

沖克哉

学校教育課長

三村章文

生涯学習課長

岡本克則

スポーツ振興課長

紙田敬久

文化課課長補佐

時元省二

書記 教育振興課総務企画係長

三信裕司

書記 教育振興課主任

稲葉雅士

議	題
三教委議第10号	令和2年度奨学生の決定について【非公開】
三教委議第11号	三原市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について【公開】
三教委議第12号	令和2年度三原市立小中学校の学校評議員の委嘱について【非公開】
三教委議第13号	学校医及び学校薬剤師の委嘱について【非公開】
三教委議第14号	三原市歴史民俗資料館等運営協議会規則の制定について【公開】
三教委議第15号	三原市宮浦駐車場設置及び管理条例施行規則の廃止について【公開】
三教委議第16号	三原市スポーツ推進委員の委嘱について【非公開】
三教委議第17号	三原市芸術文化センター運営協議会委員の委嘱について【非公開】
三教委議第18号	会計年度任用職員の任用について【非公開】
三教委議第19号	三原市教育委員会委員辞職の同意について【非公開】
三教委議第20号	三原市教育委員会事務局の人事について【非公開】
三教委報第4号	県費負担教職員の任免及び懲戒その他の進退に係る内申の承認について【非公開】
三教委報第5号	三原市教育委員会職員(臨時職員)の任用に係る臨時代理の承認について【非公開】
三教委報第6号	県費負担教職員の任免及び懲戒その他の進退に係る内申の承認について【非公開】

梶山教育長 令和2年第3回定例教育委員会会議を始める。

本日の議事録署名委員は、倉橋委員と長谷川委員にお願いする。

それでは、令和2年第2回定例教育委員会会議の議事録の朗読を簡潔にお願いする。

書記 (令和2年第2回定例教育委員会会議の議事録を簡潔に朗読)

梶山教育長 議事録を承認してよろしいか。

(一同承認)

梶山教育長 議事録の承認については、以上である。

梶山教育長 それでは、議事に入る。本日の議案・報告事項のうち、「三教委議第11号」・「三教委議第14号」・「三教委議第15号」を公開とし、それ以外は人事案件で公開になじまないため、非公開として審議したいと思う。

審議の順については、次第に沿って審議したいと思うが、よろしいか。また、「議題審議その1」について、「三教委議第19号」・「三教委議第20号」及び「三教委報第6号」を審議事項として追加してよろしいか。

(一同承認)

梶山教育長 それでは、そのように取り扱う。

梶山教育長 それではここから非公開にて審議する。

(非公開案件審議後)

梶山教育長 以上で、「議題審議その1」を終了する。暫時休憩する。

13時37分休憩

13時40分開議

梶山教育長 休憩前に引き続き、会議を再開する。「議題審議その2」に入る。

梶山教育長 「三教委議第11号」について事務局から説明願いたい。

三村学校教育課長 7ページ三教委議第11号「三原市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について」は、9ページ提案理由のとおり、三原市立学校の教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置について、必要な事項を定める必要があるため、この案を提出するものである。これについては、給特法が改正され、それを受け県の給特条例も2月県議会で改正されている。給特条例の中に、サービスを監督する教育委員会が業務量の適切な管理等の規則を制定すると明記されているため、この規則を制定するものである。これは働き方改革に関するもので、8ページの中ほどに業務量の適切な管理とあり、要するに時間外在校等時間の上限を定めるものである。ここにある数字については、今年度当初に制定した働き方改革取組方針の中に盛り込んでいる数値であるが、規則として位置づけることで、より

守らなければならないものになっている。

梶山教育長 説明を受けた。何か質問や意見はあるか。

倉橋委員 現状の時間外の状況, 毎月45時間, 1年360時間の基準を超えるなど, どのような状況か。大幅に超えている学校や職員がどのような状況かなど把握されているのか。

三村学校教育課長 これについては, 昨年働き方改革取組方針を出した以降は, かなり時間外は減ってきている。とりわけ小学校は45時間を切っている, 以内に収まっている学校が半数を超えている。80時間を超える学校はほぼない。中学校については部活動があり, 目標の数字を超えている学校がある。ただ, 昨年よりはずいぶん減少している。

倉橋委員 提案理由が, 先生方の健康及び福祉が確保されるということでありつつ, 今の教育水準を維持するという非常に難しい中でやっていかなければならない。非常に知恵や工夫を求められながら, 目標数値に持っていく大変なことだとは思いますが, 両方クリアできながら, 目的を達成出来ればと思う。

梶山教育長 その他何かあるか。

長谷川委員 8ページの第3条の3項について, 「教育委員会は」という主語になっているが, どうしても通常予見することのできない一時的又は突発的な事態が生じた場合, 学校現場で学校長が許可や承認をして, 教育委員会はひと月に対して100時間未満であるという判断をするイメージなのか。

三村学校教育課長 ご指摘のとおり, 生徒指導上の突発的な事案などは, 当然取り組まなければならないので, そういった業務を行って増えた場合は, ひと月100時間を超えない形で, そういう事案が生じた場合, 校長が職員に対応してもらい, 次の月や2か月先に前回の時間外の時間を見ながら, 年間を通して基準時間内に収めていくよう取り組むことになる。

長谷川委員 今年度に関して, 実際ひと月100時間や年間720時間を超えた例が三原市内ではあるのか。

三村学校教育課長 実際あるが, 今年度については, 働き方改革取組方針の中で, 今示している数字を上限の目安時間ということで, 目標として取り組んでいる。4月以降については規則に定めるという事で, これまで以上にこの部分をしっかり管理していくということになる。

長谷川委員 もし緊急事態が生じた場合, 各学校に対して教育委員会が支援に入るなど, 超えないような適切な管理をする中で, 個別の学校に対して支援もセットで考えなければならないという条文と理解していいのか。そうではなく, 単純に管理をなさいたいということなのか。

木村次長兼教育振興課長 第3条については, 全体的なものを見て判断することとなる。1項には「教育委員会は」ということで, 教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。適切な管理というのは, 限度時間ひと月45時間及び1年360時間となっている。まずは, 平均でひと月30時間程度の時間外勤務になるのが前提である。そのうえで, 予見が出来ないことでひと月100時間ということなので, よほどのことがない限り学校の中でまずひと月30時間から40時間でコントロールしてもらうように,

それぞれの管理職に計ってもらう必要がある。そのうえで突発的なもの、例えば昨年度の豪雨災害のようなことがあると、組織的な対応が必要であるものと考えている。全体像を読んだ上での解釈とご理解いただきたい。

梶山教育長 よろしいか。その他何かあるか。

倉橋委員 時間外とは何時からか。

木村次長兼教育振興課長 それぞれの学校で勤務時間が決まっている。その時間の外は時間外なので、部活を熱心にされる方は時間外が多いという形になる。

梶山教育長 その他何かあるか。

(なし)

梶山教育長 以上で本件の審議を終わり、採決に移る。「三教委議第11号」を原案どおり可決することに異議はないか。

(異議なし)

梶山教育長 全員賛成と認める。「三教委議第11号」は原案どおり可決された。

梶山教育長 ここから非公開にて審議する。

(非公開案件審議後)

梶山教育長 以上で、「議題その2」は終了する。

梶山教育長 次に休憩をはさみ、「議題その3」に入る。暫時、休憩する。

13時57分休憩

14時00分開議

梶山教育長 休憩前に引き続き、会議を再開する。「議題審議その3」に入る。

梶山教育長 それでは、「三教委議第14号」について事務局から説明願いたい。

文化課課長補佐 三教委議第14号「三原市歴史民俗資料館等運営協議会規則の制定について」は、三原市歴史民俗資料館等設置及び管理条例の制定により、三原市歴史民俗資料館等運営協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものである。

梶山教育長 説明を受けた。何か質問や意見はあるか。

(なし)

梶山教育長 以上で本件の審議を終わり、採決に移る。三教委議第14号について原案どおり可決することに異議はないか。

(異議なし)

梶山教育長 全員賛成と認める。三教委議第14号は原案どおり可決された。

梶山教育長 続いて、三教委議第15号について事務局から説明願いたい。

文化課課長補佐 三教委議第15号「三原市宮浦駐車場設置及び管理条例施行規則の廃止について」は、宮浦駐車場を芸術文化センターの施設の一部とし、一体的かつ効率的な管理運営を図ることから、宮浦駐車場を芸術文化センター施設にシフトし、三原市宮浦駐車場設置及び管理条例施行規則を廃止するものである。

梶山教育長 説明を受けた。何か質問や意見はあるか。

(なし)

梶山教育長 以上で本件の審議を終わり，採決に移る。三教委議第15号について原案どおり可決することに異議はないか。

(異議なし)

梶山教育長 全員賛成と認める。三教委議第15号は原案どおり可決された。

梶山教育長 それでは，ここから非公開にて審議する。

(非公開案件審議後)

梶山教育長 以上で第3回定例教育委員会会議を終了する。

14時15分 教育委員会会議終了
傍聴者なし

上記のとおり会議の顛末を記載し，その旨相違ないことを証すため，ここに署名する。

署名 _____

署名 _____